

陸前高田市

新型インフルエンザ等対策行動計画

【改定版】

令和8年（2026年）6月

目 次

第1章	はじめに	1
1	今般の市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的	1
2	市行動計画の改定概要	1
第2章	新型インフルエンザ等対策の基本方針	2
1	新型インフルエンザ等対策の目的と基本的な戦略	2
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	2
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	3
第3章	対策推進のための役割分担	5
1	国の役割	5
2	岩手県の役割	6
3	市の役割	6
4	医療機関の役割	6
5	指定地方公共機関の役割	6
6	登録事業者の役割	7
7	一般の事業者の役割	7
8	市民の役割	7
第4章	市行動計画の対策基本項目	7
1	実施体制	7
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	8
3	まん延防止	9
4	ワクチン	10
5	保健	14
6	物資	15
7	市民生活及び地域経済の安定の確保	15
第5章	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	15
1	実施体制	15
(1)	準備期	15
(2)	初動期	16
(3)	対応期	16
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	17
(1)	準備期	17
(2)	初動期	17
(3)	対応期	18

3	まん延防止	18
(1)	準備期	18
(2)	初動期	18
(3)	対応期	18
4	ワクチン	19
(1)	準備期	19
(2)	初動期	23
(3)	対応期	25
5	保健	28
(1)	対応期	28
(2)	初動期	28
(3)	対応期	29
6	物資	29
(1)	準備期	29
(2)	初動期	29
(3)	対応期	29
7	住民生活及び地域経済の安定の確保	29
(1)	準備期	29
(2)	初動期	30
(3)	対応期	30

第1章 はじめに

1 今般の市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和2年1月に国内初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」 という。）の感染者が確認され、本市においても、感染者が確認された。

新型コロナの感染が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、市民はもとより、行政、医療関係者、事業者等が連携して取組を進めてきた。

今般、国において、新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指して、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「岩手県行動計画」という。）が改定されたことから、陸前高田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の見直しを行うものである。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

2 市行動計画の改定概要

市行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処するため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、市行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、国が定める基本的対処方針（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。）（以下「国基本的対処方針」という。）や、必要に応じて市独自の対策を定める市の基本的対処方針に基づき、対応していくこととなる。

従前の市行動計画は、平成28年に策定されたものであるが、政府行動計画の改定や新型コロナへの対応の経験を踏まえ、今般、初めてとなる抜本改定を行う。

具体的には、各種の対策を抜本的に拡充するとともに、対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、対策項目をこれまでの6項目から7項目に拡充させ、新型コロナへの対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の切替えについても明確化する。

さらに、実効性を確保するため、岩手県と連携した実施状況のフォローアップや政府行動計画の定期的な改定を踏まえた市行動計画の見直しを行うとともに、岩手県及び関係機関と連携した実践的な訓練を実施することとする。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響力が大きなもの

なお、市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要がある。また、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じ、政府行動計画及び岩手県行動計画の改定があったときは、適時適切に改定を行うものとする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的と基本的な戦略

新型インフルエンザ等の特徴として、発生時期の予知や発生そのものを阻止することが困難であり、市内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大の恐れがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えかねない状況となる。

ついては、政府行動計画及び岩手県行動計画に準じ、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置づけて、次の2点を主たる目的として対策を講じていくこととする。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

ア 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療提供体制への負担を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにする。

ウ 必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにすること

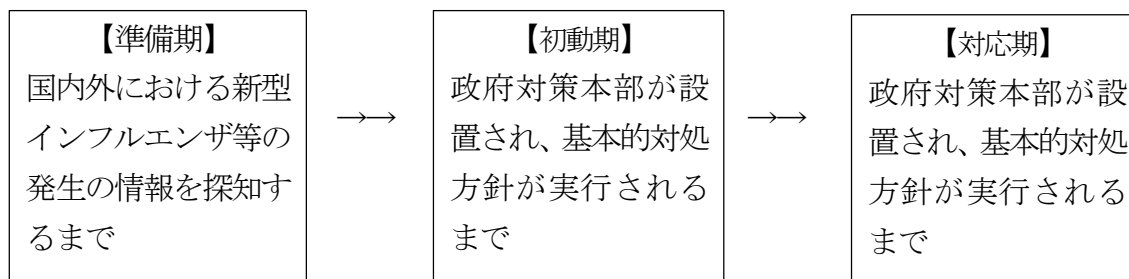
ア 地域での感染症対策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 事業継続計画を策定・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

本市の新型インフルエンザ等対策は、政府行動計画及び岩手県行動計画 に準じて対策を講じる。特に、本市からの総合調整要請に基づいた、岩手県行動計画による岩手県からの指導・指示及び情報提供等を受けて対応することを基本とする。

また、近隣市町・各医療機関及び各関係機関との連携を図りながら、市民等へ正確な情報を周知することにより混乱を防ぎ不安を和らげ、市民等が感染予防や感染拡大防止のための適切な行動ができるよう新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、下記の時期区分を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。



- (1) 発生前の段階から、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくこと。
- (2) 発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があること。
- (3) 地理的な条件、交通機関等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等を考慮すること。
- (4) 病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制などを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えること。
- (5) 常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えること。また、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこと。
- (6) 国内で感染が拡大した段階では、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定されることから、住民社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくこと。
- (7) 医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行うこと。
- (8) 医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、市内等全ての事業者が重要業務を絞り込むなど、自発的に職場における感染予防に取り組むよう対策を実施することについて積極的に検討すること。
- (9) 事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民等に呼びかけること。
- (10) 新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、岩手県、市等による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、適切な行動や備蓄などの準備を行う必要性の認識を持たせること。
- (11) 日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要であること。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は新型インフルエンザ等発生に備え、また発生したときに、特措法その他の法令、政

府行動計画、岩手県行動計画及び市行動計画又は業務計画に基づき、岩手県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立すること等を可能とする。

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
- ② 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
- ③ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善
- ④ 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え
- ⑤ 負担軽減や情報の有効活用、国と岩手県及び市町村の連携等のためのDXの推進や人材育成等

(2) リスク評価等を踏まえた感染拡大防止対策の切替え

対策に当たっては、以下の①から⑤までの取組により、対策の切替えを円滑に行う。

- ① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え
- ② 医療提供体制への影響を踏まえた感染拡大防止措置
- ③ 状況の変化を踏まえた対策の切替え
- ④ 対策項目ごとの時期区分
- ⑤ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

(3) 基本的人権の尊重

岩手県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるとともに、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措

置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ感染症、指定感染症及び新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、岩手県新型インフルエンザ等対策本部（以下「岩手県対策本部」という。）、陸前高田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長から岩手県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請をした場合には、岩手県行動計画により、岩手県対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うこととしている。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進めるとともに、避難所施設の確保等や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、市は、岩手県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、これを公表する。

第3章 対策推進のための役割分担

1 国の役割

- (1) 国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援し、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- (2) 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- (3) WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- (4) 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会

議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

- (5) 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- (6) 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を協力し推進する。その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2 岩手県の役割

- (1) 岩手県は、新型インフルエンザ等が発生したときには、国基本的対処方針等に基づき、県内の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- (2) 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国基本的対処方針等に基づき、地域医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を行い、市町村とも緊密な連携を図る。

3 市の役割

- (1) 市は、新型インフルエンザ等が発生したときには、国基本的対処方針等に基づき、市内の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- (2) 市は、市民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国基本的対処方針等に基づき、的確に対策を実施することとし、岩手県や近隣市町及び医療機関等とも緊密な連携を図る。

4 医療機関の役割

- (1) 医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療提供体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の推進に努める。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び市内等の地域における医療連携体制の整備に協力する。
- (3) 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

5 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

7 一般の事業者の役割

- (1) 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行う。
- (2) 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- (3) 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底する。また、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

8 市民の役割

- (1) 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、季節性インフルエンザにおいても行っている、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- (2) 発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- (3) 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第4章 市行動計画の対策基本項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、以下の対策に係る項目を基本として実施する。

1 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や岩手県、近隣自治体とも連携し、実

効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(1) 考え方

市内全域に及ぼす影響が想定されることから、全庁的な危機管理の問題として取り組む必要がある。また、国、岩手県、事業者等と相互に連携を図りながら関係機関が一体となって新型インフルエンザ等対策を総合的に推進できる体制を構築する。

(2) 陸前高田市新型インフルエンザ等対策連絡会議の設置

新型インフルエンザ等の発生する恐れがある場合及び市対策本部の立ち上げが行われるまでの間、副市長を長とし関係各課等の長で構成する「陸前高田市新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「市対策連絡会議」という。）を設置する。

なお、市対策連絡会議の事務局は感染症予防所管課とし、情報収集に努めるとともに関係各課等との連携を図りながら発生に備えた各種対策の準備を進めることとする。

(3) 岩手県の体制

岩手県においては、必要に応じて保健福祉部新型インフルエンザ等対策本部（以下「保健福祉部対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等の拡大に備え、情報の収集及び提供、相談体制の整備、医療提供体制の確保等を行う。

また、地域における対策活動を効果的に実施するため、対策本部長が必要と認める場合は、各広域振興局等に保健福祉部新型インフルエンザ等対策地方支部を設置することとしている。

(4) 陸前高田市新型インフルエンザ等対策本部の設置

特措法第34条に基づき、政府対策本部長により「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）がされたときは、直ちに陸前高田市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市対策本部を設置し、本市における感染拡大の抑制による市民の健康被害防止及び社会・経済機能の維持に向けた取組を推進する。

なお、市対策連絡会議は、市対策本部を設置した際に内容を引き継ぎ解散する。

また、市対策本部は、緊急事態宣言が解除された場合に廃止とする。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等

が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

(1) 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策の全ての時期区分において、国、岩手県、市、医療機関、事業者、市民の間で、それぞれに双方向性のコミュニケーションが必須であり、発生前から市民等に対し適切な情報提供を行うとともに、発生時においても情報共有や情報の受取手の反応を把握しながら、感染予防等に関わる情報について広く周知を図ることにより、認識の共有の基で市民等が正しい行動をとれるようにする。

(2) 情報提供手段の確保

市民等の情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であると考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(3) 発生前における市民等への情報提供

予防的対策として、発生前においても、岩手県と連携を図り新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報等を市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供し、理解していただくことが、いざ発生した場合に市民等が納得し正しく行動をとる上で必要なこととなる。特に、児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧な情報提供していくことが必要である。また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任がないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを発生前から認識の共有を図っていくことも重要である。

(4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を顧慮してどのように判断がされたのか等）や対策の理由、対策の実施主体を明確にし、岩手県と連携を図りマスメディア等の協力を得ながら情報収集等を行い、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

なお、必要に応じて、市民等の情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が様々であるため、市ホームページの活用や市広報、臨時チラシの配付など多様な媒体を用いて、できる限り迅速に情報提供を行う。

3 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療

の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながることを重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、市は岩手県と連携して、岩手県が国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき行うまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の対策を速やかに取り入れる。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

(1) まん延防止の目的

流行のピークをできるだけ遅らせることで体制整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めるようにする。

なお、まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行われるが、個人の行動を制限するなど、社会・経済活動に影響が大きいことから、対策の効果を総合的に勘案し、発生状況の変化に応じて実施対応する。

(2) 主なまん延防止対策

岩手県では、個人における対策として感染症法に基づき、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者への対応（入院勧告・措置等）や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の措置を行うとともに、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践することを促すこととしており、市としても岩手県と連携を図りながら、その取組に協力する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、岩手県は必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行うとともに、地域対策・職場対策としては、県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施し、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うこととしており、市としても岩手県と連携を図りながら、その取組に協力する。

4 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。市は、岩手県や医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、市においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

(1) ワクチン接種

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

(2) 特定接種

ア 特定接種とは

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

イ 特定接種の対象となり得る者

(ア) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

(イ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(ロ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

ウ 接種対象業種と接種順位の考え方

政府行動計画ガイドラインにおいて、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするとともに、接種順位は、下表のグループA（医療分野）からの順とすることを基本とされている。

なお、実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類 型		業 種 等	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループA
	重大・緊急医療型	重大・緊急医療	

類 型	業 種 等	接種順位	
新型インフルエンザ等 対策の実施に携わる公 務員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務 ・ 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務 ・ 民間の登録事業者と同様の業務 	グループ B	
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	社会保険・社会福祉・介護事業	グループ C
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、体外診断用医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器貸与業、医療機器製造業、再生医療等製品販売業、再生医療等製品製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定公共機関同類型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、体外診断用医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器貸与業、医療機器製造業、再生医療等製品販売業、再生医療等製品製造業、ガス業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業、映像・音声・文字情報制作業、銀行業	
	社会インフラ型	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業	
その他	飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、飲食料品卸売業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他の小売業、廃棄物処理業	グループ D	

(注)

- ※ 指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。
- ※ 上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。
- ※ 医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員については、それぞれ民間の事業者と同順位とする。

エ 接種体制

国においては、登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、岩手県においては、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる岩手県職員、市においては、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員、それぞれの所属する国、岩手県、市が実施主体となり接種を実施することとなる。接種方法については、原則として集団的接種とし、準備期から接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(3) 住民接種

ア 予防接種の形態

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして市民に対する予防接種の枠組みが確立された。緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

イ 接種順位に係る対象者の基本分類

政府行動計画ガイドラインにおいて、以下の4つの群に分類され、状況に応じた接種順位とすることが基本とされている。

- (ア) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者、妊婦）
- (イ) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- (ウ) 成人・若年者
- (エ) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

ウ 接種順位に係る基本的な考え方

政府行動計画ガイドラインにおいて、事前に以下の基本的な考え方が整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては、柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定されることとなる。

- (ア) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者②成人・若年者③小児④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者②高齢者③小児④成人・若年者
 - ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者
- (イ) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児②医学的ハイリスク者③成人・若年者④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児②医学的ハイリスク者③高齢者④成人・若年者

(ウ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者②小児③成人・若年者④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者

エ 接種体制

住民接種については、市が実施主体となり接種を実施することとなる。接種方法については、原則として集団的接種とし、準備期から接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(4) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施については、政府対策本部の決定を受けて実施される。

(5) 医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるときは、岩手県と連携し医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。

5 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、市域を越えたまん延の防止に向けては、岩手県が新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から連携協議会等の活用を通じて主体的に対策を講ずることになる。

保健所及び岩手県環境保健研究センターは、効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から岩手県に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調

査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行って地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

6 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

国は、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握や新型インフルエンザ等の発生時における生産要請等のために必要な体制を整備する。

市は、新型インフルエンザ等の発生時に感染対策物資の不足が懸念される場合等には、必要に応じて岩手県とともに感染対策物資等の生産要請等を行うよう国に働きかけるなど、医療機関等で必要な感染対策物資等が確保されるよう取り組む。

7 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、市は国や岩手県と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、国が講ずる支援策等を踏まえ地域の実情等にも留意しながら、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第5章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1 実施体制

(1) 準備期

ア 実践的な訓練の実施

市は政府行動計画及び岩手県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

イ 市行動計画等の策定や体制整備・強化

(ア) 市は、市行動計画を策定・改定する。また、市行動計画を策定・改定する際には、

あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

- (イ) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を策定・改定する。
- (ロ) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成等を行う。

ウ 国及び岩手県等の連携の強化

- (ア) 国、岩手県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- (イ) 国、岩手県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

(2) 初動期

ア 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

国が政府対策本部を設置した場合や岩手県が岩手県対策本部を設置した場合において、市は必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

イ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

(3) 対応期

ア 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

(ア) 職員の派遣・応援への対応

- a 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、岩手県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- b 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は岩手県に対して応援を求める。

(イ) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

イ 緊急事態措置の検討等について

(ア) 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。

また、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

ウ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

(7) 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 準備期

ア 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(7) 市における情報提供・共有について

地域における市民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きい。市においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考えられる。

(4) 岩手県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して岩手県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市長は新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など岩手県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について岩手県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておくことも考えられる。

(7) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

(2) 初動期

ア 情報提供・共有について

(7) 市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対し

て必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

(イ) 岩手県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して岩手県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

イ 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

(3) 対応期

ア 情報提供・共有について

(ア) 市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

(イ) 岩手県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して岩手県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

イ 基本の方針

(ア) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

3 まん延防止

(1) 準備期

ア 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

(2) 初動期

ア 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(3) 対応期

市は、岩手県の通知等に基づき、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会

議の活用等の取組を勧奨する。

4 ワクチン

(1) 準備期

ア ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

イ ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

ウ 接種体制の構築

(ア) 接種体制

市は、気仙医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

(イ) 特定接種

- a 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員については、当該地方公務員の所属を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

- b 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する機関において対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

(ロ) 住民接種

平時から以下 a から c までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- a 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

(a) 市は、住民接種については、厚生労働省及び岩手県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、気仙医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

i 接種対象者数

ii 人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定

v 接種に必要な資材等の確保

vi 国、岩手県及び市間や、気仙医師会等の関係団体への連絡体制の構築

vii 接種に関する市民への周知方法の策定

- (b) 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。

また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は、岩手県の介護保険部局、障がい保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1～6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E 1	
乳児保護者	人口統計（1歳未満）×2	E 2	乳児の両親として対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6～18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E 1 + E 2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- (c) 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種、個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、気仙医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、気仙医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。
- (d) 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。
- なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、気仙医師会等と委託契約を締結し、気仙医師会等が運営を行うことも可能である。
- b 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。
- c 市は、速やかに接種できるよう、気仙医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

エ 情報提供・共有

(7) 市民への対応

WHOが表明している、「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy（読み：ヴァクシーン ヘジタンシー、意味：ワクチン忌避、予防接種への躊躇）」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。

(4) 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、気仙医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行うこととなり、岩手県は、こうした市の取組を支援することとなる。

(7) 衛生部局以外の分野との連携

市衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には市労働部局、介護保険部局、障がい保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市衛生部局は、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。

オ DXの推進

(7) 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

(4) 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

(7) 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

(2) 初動期

ア 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

イ ワクチンの接種に必要な資材

市は、4(1)表1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

ウ 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、岩手県及び市は、気仙医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて気仙医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

エ 住民接種

(7) 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

(4) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

(7) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、岩手県の保護施設担当部局及び福祉事務所、市介護保険部局、障がい保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障がい保健福祉部局又は岩手県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る気仙医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられる。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

(5) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は気仙医師会等の協力を得て、その確保を図る。

(7) 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、気仙医師会、近隣市町、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、岩手県においては市の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けるこ

とも考えられる。

(カ) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は岩手県の介護保険部局等、気仙医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

(キ) 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

(ク) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。

(ケ) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ岩手県医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、岩手県、岩手県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。また、アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、岩手県医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法に関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

(ロ) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

(ハ) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

(3) 対応期

ア ワクチンや必要な資材の供給

(7) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第3章3を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

(イ) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

(ロ) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、岩手県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。

なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等も併せて行う。

(ハ) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、岩手県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

イ 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

ウ 特定接種

(ア) 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに市民生活及び地域経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

エ 住民接種

(イ) 予防接種体制の構築

a 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

b 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

c 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

d 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

e 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居す

る者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

- f 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等、気仙医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

オ 接種に関する情報提供・共有

- (ア) 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- (イ) 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- (ウ) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知する。
なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

カ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や気仙医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

キ 接種記録の管理

国、岩手県、市は自治体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者がスマートフォン等を利用して当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

ク 健康被害救済

- (ア) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- (イ) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。
- (ウ) 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

ケ 情報提供・共有

- (ア) 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報

について市民への周知・共有を行う。

- (イ) 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- (ロ) パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

コ 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

サ 住民接種に係る対応

- (ア) 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
- (イ) 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- (ロ) これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。
 - d 市は実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

5 保健

(1) 準備期

市は、円滑に感染症有事体制に移行するため、岩手県と連携して、担当する人員への研修及び訓練を実施する。

(2) 初動期

市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

(3) 対応期

ア 主な対応業務の実施

(7) 健康観察及び生活支援

- a 市は、岩手県が実施する健康観察に協力する。
- b 市は、岩手県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、岩手県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

6 物資

(1) 準備期

ア 感染症対策物資等の備蓄等

- (7) 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- (4) 消防機関は、国及び岩手県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

(2) 初動期

市は、感染症対策物資等について、備蓄するとともに定期的に備蓄状況を確認する。あわせて、協定締結団体の備蓄及び配置状況を確認する。

(3) 対応期

市は、協定締結団体における、感染症対策物資等の備蓄及び配置状況を随時確認し、協力を要請する。

7 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 準備期

ア 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

イ 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

ウ 物資及び資材の備蓄

- (7) 市は、市行動計画に基づき、6(1)①（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施

に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- (イ) 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

エ 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、岩手県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

オ 火葬体制の構築

市は、岩手県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

(2) 初動期

ア 遺体の火葬・安置

市は、岩手県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(3) 対応期

ア 市民生活の安定の確保を対象とした対応

(7) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(イ) 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(ロ) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(エ) 生活関連物資等の価格の安定等

- a 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を

行う。

- b 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- c 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- d 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(㍑) 埋葬・火葬の特例等

- a 市は、岩手県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- b 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- c 市は、岩手県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- d 市は、岩手県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- e あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- f 万一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、岩手県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- g 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられることから、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

イ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(㍑) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置

その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(イ) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。